

# 令和8年第1回 飯豊町議会臨時会会議録

令和8年2月4日 令和8年 第1回飯豊町議会臨時会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

|    |       |     |      |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 横山清彦  | 2番  | 島貫寿雄 |
| 3番 | 遠藤純雄  | 4番  | 高橋勝  |
| 5番 | 舟山政男  | 6番  | 松山和好 |
| 7番 | 遠藤芳昭  | 8番  | 高橋亨一 |
| 9番 | 菅野富士雄 | 10番 | 屋嶋雅一 |

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

|                                |       |                               |       |
|--------------------------------|-------|-------------------------------|-------|
| 町長                             | 嵐正人   | 副町長                           | 西嶋康平  |
| 教育長                            | 菅原透   | 会計管理者（兼）<br>税務会計課長            | 渡部博一  |
| 総務課長                           | 志田政浩  | 企画課長                          | 鈴木祐司  |
| 住民課長                           | 細谷美佳  | 健康福祉課長<br>（兼）地域包括支援<br>センター所長 | 宮川千鶴子 |
| 介護老人保険施設<br>事務長（兼）<br>国保診療所事務長 | 色摩里香  | 農林振興課長<br>（併）農業委員会<br>事務局長    | 上田信幸  |
| 商工観光課長                         | 伊藤満世子 | 地域整備課長                        | 渡辺裕和  |
| 教育総務課長                         | 横山昌則  | 社会教育課長（併）<br>町民総合センター所長       | 竹田辰秀  |

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

|        |      |       |      |
|--------|------|-------|------|
| 議会事務局長 | 佃典子  | 議事室主査 | 井上由佳 |
| 事務助手   | 横澤吉和 |       |      |

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和 8 年 第 1 回飯豊町臨時会議事日程 〔第 1 号〕

令和 8 年 2 月 4 日

午前 1 0 時 開会

|       |     |     |                                             |
|-------|-----|-----|---------------------------------------------|
| 日程第 1 |     |     | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第 2 |     |     | 会期の決定                                       |
| 日程第 3 | 承認第 | 1 号 | 令和 7 年度飯豊町一般会計補正予算（第 1 0 号）<br>の専決処分の承認について |
| 日程第 4 | 議案第 | 1 号 | 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部<br>を改正する条例の制定について     |
| 日程第 5 | 議案第 | 2 号 | 令和 7 年度飯豊町一般会計補正予算（第 1 1 号）                 |

(議長 屋嶋雅一君)

( 午前10時00分 開議 )

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の臨時会開催にあたり、議員各位並びに町執行部の皆さんには、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

先般からの降雪により、連日の除排雪にご尽力いただいている関係者の皆様、そして地域で支えあって下さっている町民の皆様に心より感謝を申し上げます。

町民の皆様におかれましては、引き続き健康管理に十分ご留意の上、除雪作業は安全確保を最優先にお過ごしくくださいますようお願い申し上げます。以上挨拶といたします。

本日の出席議員数は10名であります。去る1月27日招集告示されました令和8年第1回飯豊町議会臨時会は、定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

本日の会議はあらかじめご手元に配付しております議事日程により進めてまいります。また、議案等の採決の際、挙手または起立しない議員は反対とみなしますので、ご承知おき頂きたいと思います。

#### 《 日程第 1 》

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、飯豊町議会会議規則第126条の規定により、2番島貫寿雄君、3番遠藤純雄君を指名いたします。

#### 《 日程第 2 》

会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間に定めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

#### 《 日程第 3 》

承認第1号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長、嵐正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、承認第1号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。

令和7年度飯豊町一般会計補正予算(第10号)について、地方自治法第179第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため、提案するものであります。

歳入歳出予算の総額に950万円を追加し、歳入歳出それぞれ78億8,234万5千円と定

めたものであります。歳出の内容につきましては、衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査に係る関連費用 950 万円を追加するものであり、その財源としまして、県支出金 950 万円を追加するものであります。

以上概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、承認第 1 号の件を採決いたします。この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。承認第 1 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手 全員 )

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。挙手全員です。

よって、承認第 1 号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 4 》

議案第 1 号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、嵐正人君。

(町長 嵐正人君)

ただ今議題になりました、議案第 1 号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、ふるさと納税返礼品における表示及び産地誤りに伴う処分として、町長及び副町長の給料月額について、町長については 20 パーセントを、副町長については 10 パーセントを削減するため、本条例の一部改改正を提案するものであります。なお、期間は令和 8 年 3 月 1 日から 4 月 30 日までであります。

以上概略ご説明申し上げましたが、よろしくご審議を頂きましてご決定賜りますようお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。9番、菅野富士雄君。

(9番議員 菅野富士雄君)

それでは何点かお聞きいたします。この案件ですけれども、いろいろ全員協議会等で説明を頂いております。当初はですね当初といいますか、未来創造の社長まで来ていただいて説明を頂いたというところですよ。まず1点は、その当時1,200トンですか、町内産の農業者から協力を得て、米生産者から協力を得て販売に向かったということですけども、その当時でも11月の説明の中では、800トンほどまだ在庫があるということでしたけれども、在庫の部分では今どうなっているのかということと、今回の処分ですけども、当然、未来創造さんは、お願いしていた業者が、精米業者ですね、のほうの過失があつてといいますか、そちらで手違いがあつてこのような状態になったということで、そちらの処分も私たちにはお知らせ頂いておりません。それも含めて、今回このような案件が出たわけなんですけども、そちらを説明するほうが先ではなかったのかなと。いわゆる、議会でも皆さんが、ふるさと納税を延ばすべきだということで現嵐町政には、一般質問さらには委員会での質疑等でも、皆さん意見を述べられておりました。そこも含めての今回の未来創造への町長の判断での業者選定ということになったと思いますけども、そこらも含めると議会としてもですね、なぜこの処分がこのように減給の対象にまでしてなったのかも含めてお伺いしたい点と、さらにはですね、令和いわゆる今回の7年度、そして次の8年度の4月までこの処分対象になっていると。3月、4月で2か月間の提案でございますけども、そこも含めて、なぜ2月、3月で終われなかったのかと現在今1月ですよ。そのような事務手続の関係でそうなったのかも含めて、なぜ年度もまたぐのかという点もお知らせ頂ければと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

町長、嵐正人君。

(町長 嵐正人君)

9番、菅野議員のご質問にお答えをいたします。初めちょっと訂正をさせていただきたいと思いますが、1,200トンでなくて120トンだったと思いますので、申し訳ございません。120トンの米を集荷させていただいたというところで、80トンがまだ残っているということでどうするんだという話でございます。町としてもやっぱり町内の農家さんから集めたおいしいお米ですので、ふるさと納税に使いたいということで今、ルートを決めるルートがあるのかということで何とか出したいということで、先方には伝えております。ただ、同じ業者、返礼品提供事業者では出せないという理解をしておりますので、山形県から発送できないかということで少し今、経路を検討しているという状況でございます。

あとは2番目の業者の処分ということでございますけれども、後ほど補正予算でも提案をさせていただきますけれども、飯豊町のブランドイメージというところは本当にこう、傷がついたというところはございますけれども、一方で納税額は前年度比較、過去3か年比較で2倍ほどになっているというところがございます。その中で、まだ年度内の今納税の業務対応をしていただいておりますので、まずは年度末までは、今の未来創

造さんに業務を委託しているというところがありますので、まずはしっかり業務を完遂してもらおうというところ。あとは、そこで、その期間に至るまで、しっかりと処分内容も精査をして、町としての要求といいますか、処分の決定をしていきたいと思っております。まずは、8年の3月末まではしっかりと業務を滞りなく完遂をしていただくというところをお願いをしているというところでございます。

また減給ということでどうして減給なんだという話ありましたけども、実際減給の規定等はございません。こういうことがあったから減給をしなければならないという規定はございませんけれども、やはり発注者の一番の責任者である私、そして副町長というところは責任をとらせていただきたいというような、これは私どもの考えでやっております。1か月、2か月、3か月、処分の期間はありますけれども、まずは2か月。1か月ではちょっと甘いであろうという戒めというところもありますし、まずはしっかりと今回の事態を重く受け止めて、また、8年度に向けては、その分も挽回できるようにしっかりと進めていきたいという思いも込めまして、このような処分をさせていただいたというところでございますのでご理解を頂きながら、そしてこのふるさと納税事業については、菅野議員おっしゃるとおり本当に大事な肝煎りの事業だと私も思っておりますので、一般財源を確保する上ではこの事業が本当に大事な事業でございますので、何とか間違いのない執行を今後していきたいという意味も込めての処分ということでご理解を頂きたいなと思っております。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

菅野議員のご質問にお答えをいたします。議案第1号をご覧を頂きたいと思いますが、この条例の附則で、この条例につきましては、令和8年3月1日から施行と規定をさせていただいております。2月4日提出ということで、3月1日施行ということなものですから、3月、4月の2か月間というふうな減額の規定を設けたところでありますので、ご理解を頂ければと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

菅野富士雄君。

(9番議員 菅野富士雄君)

説明頂きました。最後の部分では理解いたしました。

それでですね、当初自分たちへの説明としては、この業者を選定したのは総務省のお墨つきのマークもあってということで私は理解しております。説明があったと理解しております。そんなことで、総務省、県もそうですけども、そちらの上部団体があって、そちらでも一応報告を入れなきゃならないということであったと思いますし、報告したということもあったと思います。そんなことで、対応ですね、対応といいますか、どのような報告して、反響といいますか、その答えが返ってきているのか、さらには報告だけでよかったのかということも含めてお聞かせ頂きたいと思います。

また未来創造株式会社さんで名前を出してしまいましたけども、その中で精米業者さんの部分で、当然そちらは形としてはどのようなになっているのかということですね。も

うやっぱり今説明ですと、県内の業者、もう1回米まで戻してということで山形県内に戻してこちらで発送できないかという話、今町長の中での私は理解したんですけども、そこらも含めて、さらに運送賃がかかりながら、それこそ皆さん言ってるようにSDGSの掲げる町が、また石油燃料を使って運ぶという形にもなると思いますし、そこらも含めてですね、町の体制から、この残った米を何とか販売したいということでございますので、再度そこいらの部分伺っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議長 屋嶋雅一君)

嵐町長。

(町長 嵐正人君)

9番、菅野議員の質問にお答えをいたします。まず総務省等への報告というところでは必要な様式がございまして、それに漏れなく記載をして報告をしております。今現在、総務省からの返答といいますか、追加の連絡等来ていないという状況でございますし、もしそこで何ら情報開示の要求等があれば、また議員の皆様にはこのような返答があったということでご説明をさせていただきたいなと思っております。いまだまだ総務省からの回答はないということでご報告をさせていただきます。

あと米の運送の問題でございますけれども、やはり今、福岡に米がありますので、今その返礼品提供事業者から提供するというのは困難だということで私も理解をしております。運送賃をかけてまでというお話ありますけれども、やはり安心安全というところを考えますと、やはり山形に戻して、しっかりとうちで責任を持って出荷するのであれば出荷をしたいと思っておりますので、少しく、環境的な部分の配慮に欠けるといふところがあるかもしれませんが、その辺はご理解を頂きたいと思ひますし、戻すための運送、運賃等については町で負担をするという考えはございませんので、そこは業者の責任を持って戻してもらうという思いでおります。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

菅野富士雄君。

(9番議員 菅野富士雄君)

大体分かりました。それで未来創造さんがその精米業者にどのような処分をなされたのか、さらには町としてですね、今後その部分で未来創造さんには瑕疵が私はあると思うんですけども、そんな中で町として対応、業者に委ねたということも含めて、どのような補償といいますか、これからの部分もありますけれども、処分ということになるのか、さらにその損害賠償等も視野に入れているのかお伺いしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

町長、嵐正人君。

(町長 嵐正人君)

9番、菅野議員の質問にお答えをいたします。業者の処分という話が出されましたけれども、まずは年度末まで業務は契約上、遂行してもらうということで今動いていただいております。そして費用についても納税額の6%という話がありましたけれども、まずは一旦は払うべきものは払って、そして損失を与えた、町にとっての損失部分につい

では補償してもらおうという形で行いたいなと思っております。なかなか払うお金の管理上、かかった分は払わないとちょっと契約上不透明になる部分もございますので、まずは町として出すべきものは出して、ただ、今回この飯豊の幸に関しての損害、町に対するこのイメージダウンという部分での損害に対する補償という部分はしっかりと請求をしてもらっていくという状況にしたいなと思っておりますし、その部分については、相手方ともお話をしておりまして、金額等はまだ精査中でございますけれども、何らかの形で町には補償をしていただくということで進めたいというふうに思っております。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。7番、遠藤芳昭君。

(7番議員 遠藤芳昭君)

7番です。処分の内容については説明ありましたが、それは町長、副町長については最高責任者ということであると思いますが、これをつかさどる、執行する、その業務を行うのは担当課だろうと思います。担当課のきちんとしたチェック体制、確認、承認、そして様々な協議、そういったものがしっかりできていれば、このようなことにはならなかったのではないかなと思っています。先ほど全協でもお聞きをしたのですが、担当課の業務、あるいは担当者の業務としては、しっかりそのところを行っていたのかどうなのかということが問われるんじゃないかなと思います。担当課あるいは担当職員、そういった方々の処分についてどのようになっているのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

町長、嵐正人君。

(町長 嵐正人君)

7番、遠藤議員のご質問にお答えを申し上げます。町としまして令和8年の1月13日付で飯豊町の懲戒処分審査会に意見を求めています。そこで議論をしていただきながら、今回、やはり新聞報道等が連日出されたというところで町のブランドイメージを失墜するということの事実があったことは確認をしていただいたところでございます。その中でいろいろ議論を頂きましたけれども、まずは今回の件、返礼品の提供事業者の過失が大変大きいというところであるというところで、ただ発注者、しっかり契約をして町が発注をしている業務でございますので、発注者の管理監督責任というのはあるということをご報告を頂きました。ただ、担当職員についてはですけれども、ふるさと納税事務の支援業務の委託先との調整、あと指示という部分はまず確実に行ってたと、書類のやりとりもしていたというところもありますし、まずは当該事案をなかなか予見、事前に気づくというところが難しかったという事実が見えるのではないかという意見を頂いております。それを踏まえまして、担当職員に業務上の過失というのはないと判断をしておりますし、地方公務員法第29条第1項第2号に職務上の義務に違反した場合の規定というのが設けられておりますけれども、それを怠ったという事案ではないのではないかという判断を頂いております。ですので、まずは今回この懲戒処分というところでの担当職員というところはないという部分が判断をしていただいたところです。た

だ、所管します商工観光課、そこの課長という部分において、やはり管理監督の責任というところで、もう少し業務の内容を把握しながら連絡を密にしていたのではないかとということもありますし、やはりもう少しコミュニケーションをとった事務執行ができたのではないかとということでは、懲戒処分の規定にはありませんけども、口頭注意という懲戒処分の措置というところでさせていただいたというところでございますので、私から伊藤商工観光課長には注意ということをさせていただきながら、次年度同ような過ちがないようにということでお話をさせていただいたというところでございます。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

遠藤芳昭君。

(7番議員 遠藤芳昭君)

担当課長には口頭注意ということで担当者の話は出ませんでしたので、担当者についてもそういった関連のことだろうと思いますが、そうすると、なぜこのようなことが起きたのかということになると、なぜこのようなことが起きたのかということがきちんとやっぱり分析をされるべきだと思いますし、体制的に構造的な視点から見れば、そういったしてはならない委託ではあったのではないかな、誰もチェックができないということでもありますよね。つまり、九州に委託をしておったと。ですから、ちゃんとしたことは確認をしておったんですが、こんなことが起きてしまったということだとすると、構造的な問題があったんだろうというふうに思います。そういうことで、もうそうすると、この発注そのものが、やっぱり構造的に問題があったのではないかなと思いますので、その辺については、私はやっぱり町長の責任というのは問われるべきだろうと思います。この構造的な発注の仕方、あるいは契約の仕方、そして確認の仕方、検査の仕方、そういったものについて、今後見直していくつもりはあるのかどうなのかですね、お聞きをしたいなと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

町長、嵐正人君。

(町長 嵐正人君)

7番、遠藤議員の再質問にお答えをいたします。今回のこの事態に至った経緯というのは12月25日の全協でお話をさせていただいたということがありますので差し控えさせていただきますけれども、やはり構造上問題があったかというところでは、業者選定から私も関わっていたということもありますし、ちゃんと私で最終決定をしたということがありますので、そこは今回の条例改正というところで、私の責任、副町長も含め、町の責任ということで取らせていただきたいということでの今回の条例改正でございます。次年度以降こういうことがないように、しっかりと対応していきたいということを申し上げたいと思います。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。6番、松山和好君。

(6番議員 松山和好君)

今回時期的な問題はありますけども、今回町長ね、自ら減給したいということ提案し

たというのはこれは、前の町長から見れば…

(議長 屋嶋雅一君)

すいません。マイクをもう少し近づけてください。

(6 番議員、松山和好君)

今回町長が自ら減給を申し出たってことは評価するに値すると思います。というのはその前の何とかという町長は 45 億円もの失敗をしながらも、平然として今生きておいて、それから見たら一步どころか、50 歩の前進かと思います。ただし今回は、課長に落ち度がないとおっしゃってますけども、私の見る限りは課長の落ち度がものすごく大きいと思うんですね。通常であれば、借金背負わされて首になるのが普通なんですけども、それが何もないというのも私は不思議でしょうがありません。もっともっと言いたいんですけども、私の今度の一般質問の手の内を明かすようなものでして、したくないので質問はこの 1 回で終わりますけども、本当に聞きたいのは、課長は、町長に質問したらいいのかな。課長は今後とも、この仕事を継続してやっていける自信があるのか。もしくは、もうやりたくなくてもせざるを得ないという心境なのかその辺を一つもお聞きして…

(議長 屋嶋雅一君)

松山議員、その個人的な質問を受け付けことはできない。すいません。

(6 番議員 松山和好君)

課長と町長の連絡が密でなかったということもあるんですけども、相手はね、やっぱり事業者なので、こちらで言ったことはするけども、言われないことはしないというポジションにあるわけですね。その中でどのようにして仕事を進めたかということに非常に私は疑問を持っています。そういうわけで現在の町長の減給にしろ、もう課長の無罪放免にしろ、今現在でどうこういう状態ではないと思いますね。もう少し細部にわたって調査、審議すべきだと思います。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

町長、嵐正人君。

(町長 嵐正人君)

6 番、松山議員のご質問にお答えをいたします。12 月 25 日の全員協議会でも詳細についてご報告させていただきましたので、もっと深い審議というのはこれ以上ないと私は理解をしております。総務省への報告もしっかりしておりますし、そこでまた総務省からの返答については、対応する必要があると思いますけれども、まずはこの件の審議、調査についてはしっかりと町として行ったと思っております。

伊藤課長の話もありましたけども、懲戒処分の審査会を開きましてご判断を私からまず口頭注意ということで、しっかり注意をさせていただきましたので、今後こういうことのないようにということで認識を一緒にしましたので、そこはご理解を頂いて、まずは今回の処分でこの件を処理をさせていただきたいと思いますので、ご理解を頂きたいと思います。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

よろしいですか。松山議員。

(6 番議員 松山和好君)

何かの規定に違反したからってということに対して処分するというのが現在のそういう組織内部の決まりかもしれませんけども、そもそも変化することに対応していくということが世間一般の仕事なものですから、何も対応してこなかった、何もしなかったということ自体が私は悪いことだと思いますんで、職員としての仕事の規程に対して違反しているか、してねかということではないんですよ。私はこれで質問を終わります。

(議長 屋嶋雅一君)

取りあえず審議会で正式なルートでこういった形では判断しているということをご理解頂ければということをお願いしたいと思います。理解をお願いしたいと思います。

ほかに。1 番、横山清彦君。

(1 番議員 横山清彦君)

私からも 1 点お聞きをしたいと思います。前回の全員協議会の中で、町長からお話ありました。今回の 2 か月間にわたる給料の減額ということで、町長に関しては 20 パーセント、あと副町長にしては 10 パーセントというお話を頂きました。20 パーセント、10 パーセントという内容、弁護士の先生とも相談させていただいたという説明だったと思いますけれども、ちょっと何か詳しい内容とかね、こういうなときは、こういうようになんだと、町長からは 1 か月でちょっと足んにえべというお話もお聞きしたところでありましたんで、その辺の 20 パーセント、副町長については 10 パーセントとなった経緯っていうか、そういったことをお聞きできればなと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

町長、嵐正人君

(町長 嵐正人君)

1 番、横山議員のご質問にお答えをいたします。この給料の減額のパーセント割合と月数というのは、明確な決まりはございません。弁護士の先生にもお話をしましたけれども、弁護士のほうで答えるべきところでもないというお話を頂いております。そういう中で、私と副町長の話の中ということもありますけども、世間一般的にほかの自治体を見てみますと、やはり重大な過失であったりとか、町に損失を与えたりですとか、あとは隠蔽をしていたりですとかというところでは、何パーセント、何パーセントということで、それも決まったものではなくてですね、自治体ごとで決めてやっているというところでございまして、やはり総称して全部まとめて考えたときに、やはり私、そして副町長がこれぐらいの割合で、1 か月というよりもやはりもう少し重いのではないかという、これも規定がありませんので決めようだということでご理解をしていただきたいと思いますけれども、やはりほかの自治体の様々な減額処分等も照らし合わせながら、こういう事、処分にさせていただいたというところでございます。町の損害という部分でやはりイメージダウンというところがありますけども、一方では一般財源の歳入にはつながっているというところもありますので、そういうところも総合的に見た判断ということとさせていただきますというところでございます。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

横山清彦君。

(1 番議員 横山清彦君)

説明ありがとうございます。それぞれ基準がない中での 20 パーセント、10 パーセントという減額というお話でありました。私が申し上げたいのは、町民の方々、あとは米を提供してくださった方々、この処分といいますか、その内容に満足を得ていただけるのかなというところをお聞きしたいんですよね。生産者、米を提供してくださった方には、12 月 25 日にお聞きした範囲では説明をさせていただいたという内容もお聞きしたところでありますけれども、やっぱり町民の方に 1 月の町報と一緒にふるさと納税返礼品における表示及び産地誤りについてということで両面刷りのものを各戸に配布頂いたと。これは私たちが全員協議会の中でお聞きした内容がそのまま記載されているのかなと思っております。やっぱりその町民の方が、ああそういうことだったのかと、ああ分かったというふうなことで納得を頂けるのかっていうことなんです。だからこの 10 パーセント、20 パーセントにしても、それを町民の方がどう受け止めるのか。それでええごでという人もおるかもしれませんけれども、何だそんな甘いことでいいのかと考えておられる方もいるんじゃないかなという思いから私はお聞きをしてるんですけれども、その辺町長どうお考えなのかお聞きをします。

(議長 屋嶋雅一君)

町長、嵐正人君。

(町長 嵐正人君)

1 番、横山議員の再質問にお答えをいたします。議員おっしゃるとおり、これで納得できるのかというところはあるかと思えますけれども、事態を総合的にしっかりと精査をして処分をしておりますので、まずはご納得頂きたいというところでございますし、何とかご理解を頂ければと思います。町民の方にどれぐらいがいいですかなんていうことでのなかなか調査というのもできませんし、やはり町としてまずは事態を収束をさせて、あとは町長、副町長としての責任というところを二人で議論をした上で決めた内容ですので、ご納得頂きたいというところを申し上げるしかございません。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

横山清彦君。

(1 番議員 横山清彦君)

今町長がお話ししていただいた内容は、町民の方がですね、理解されるまでやっぱりそういう場を設けるなりですね、説明をしていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、今後もやっぱり管理監督責任者として、そういった内容を受け止めながら、町民の方に理解をしていただくという方向で行動をとっていただきたいと思いますところであります。

(議長 屋嶋雅一君)

答弁は必要ないですね。

ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。2 番、島貫寿雄君。

(2 番議員 島貫寿雄君)

それでは私からも何点か質問させていただきます。

まず最初にお聞きしたいのは、町長は相手方の言い分、言い分ですね、説明をです

ね、100%正しいと信用して受け止めていらっしゃるのかどうか私お聞きしたいと思います。12月25日の全協において、私が向こうの社長に質問しました。説明にも載ってるとおり熊本のあるところのふるさと納税を扱っているのです、間違いが起これた。じゃ、その米が少なくなったら、本来の熊本のその町の発送できない、気付くはずでしょうと私が話すと、社長はドラックの米だって発言してます。やっぱりそういうところをやっぱりちゃんとチェックして、そう言ってます。聞いてください。だから、あの話を聞いているのはごくごく少数です。その限られた中で、分かっている範囲でもなかなか理解できないことを町民がああ文章で理解できるかどうかは甚だ私疑問だと思います。私100名ぐらいに聞いてます町民の方に。納得したという方は一人もおられません。これが現実です。横山議員がおっしゃったとおりです。この町長と副町長の減俸、報酬の減額ですね、2か月で44万円ですか。町の総予算の78億円からすると0.0056%です。私これぐらいの数字だったら、減額する必要はないと思います、はっきり言って。それだけの対価しか町民に与えたいろいろなことがありますよね。町民としてのやっぱり町に対する誇りとか、町の思いが傷つけられた様々なことがあります。その対価を考えたときに、これだけの金額で町民が納得すると私は思いません。そこを私はしっかり考えていただきたいと思います。大事なことは、多くの町民が納得していないってことは、まずこの減額の前にきちんと、あ〜すでも使って50人でも100人、何人でもいいですよ。嵐町長自ら真摯に町民に説明をして、今後こういうことのないようにすると、皆さん信じてこれからも応援してくださいっていう、そういうメッセージを発することが大事ですよ。今、こんな、よその町がこういう金額だから、よそはいいんです。嵐町長がどれだけの思いでこの数字を自ら町民に提示するかが私は大事だと思います。そして、このおわびの文章、産地のこれ題だ。産地の誤りとなってますよね産地の誤り。じゃあ熊本産と書けば、よかったわけですよ。産地を正直に。だったらこれこそ間違って発送したってなるんですよ。産地の誤りってことは、熊本の米に飯豊と書いたわけですよ。熊本の米って書いて発送すれば、それは間違ったで済むんですよ。だからそういうとらえ方が様々ありますが、やはりもう少し、町長、役場職員というそういう器の中で考えるのではなくて、様々な町民がいて、様々な受け方があって、いろんな思いがあると。そこに思いが届いてないということを私は考えていただきたいと思います。だから私は減俸よりもまず説明会をきちんとやるべきだと。全員が来るわけではないでしょうけども、聞いた人が口コミで広がって理解してもらえる、そういうほかの町の首長ではない嵐町長としての私は嵐町長に対する期待があったからこそ厳しい町民の意見があるんです。その辺をまずお聞きしたいと思います。まずその相手方の話を町長は納得して満足していらっしゃるのかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

町長、嵐正人君。

(町長 嵐 正人君)

2番、島貫議員のご質問にお答えをいたします。

まず相手方の話を納得しているのかという部分でございますけども、12月25日にも全員協議会でご説明をさせていただきましたが、私もしっかりと説明を受けて、そして

回答頂いたというところは理解しておりますし、それを受けて議員の皆様にもご報告、そして総務省の報告というところでさせていただいておりますので、言い分としては納得をしているというところで町としては理解をしたという回答をさせていただいております。

また処分の内容についてでございますけれども、やはり説明会というお話がありましたけれども、まずは返礼品としてお米を提供頂いた農家さんに関してはしっかりと集まっていたきながら、ご説明をさせていただいて質疑も頂いて、ご納得頂いたというところでございます。町民の方全てというところではなかなか説明会をしてこういう事態でしたというお話までは考えておりませんし、今後も開くつもりはございませんけれども、やはり島貫議員おっしゃるとおり、期待をしているという中での町民の方がっかり感というのはあったというふうに思いますので、そこは同じようなことがないように令和8年度からまたやっていきたいなと思いますし、やはり町民の代表である議員の先生方がおられますので、町民の皆様にはそういう説明であったということで周知を頂ければなと思います。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

町長のお考えが分かりましたけれども、この町民に対する説明文、町民に対してのことはほとんどないんですね。だから町民納得しないわけですよ。何で間違ったか、これからこうするとはありますけれども、町民に対して、町民の皆さんに対していろんな思いが出てきたわけです。ふるさと納税だけじゃなくて、町はこんなことしてんのかとか、不信感が様々なことが出たと思います。そういう思いが全く伝わらない文書を一方的に発送して、これで幕引きだというのは、私は、いささか民意とはかけ離れた町長の判断ではないかと思ってます。私は説明会をすべきだと思いますけれども、あくまでもこれで終わりと考えるのであれば、これからの嵐町長のまちづくりについての町民の対応は、やはり今までとは違ってくるんじゃないかと私は懸念しておりますけれども、町長はその辺どのようにお考えでしょうか。

(議長 屋嶋雅一君)

町長、嵐正人君。

(町長 嵐 正人君)

2番、島貫議員の再質問にお答えをいたします。島貫議員がどのようなお話を町民の方からお伺いしているのか、まずは教えていただきたいなと思います。私に直接お話は入ってきてないというところは、この場でお話をさせていただきますし、ふるさと納税事業ということで町の税収を獲得する。そして飯豊町をPRするという大変貴重な事業ではございますけれども、その点で、町民の方に多大なるご迷惑をどれぐらいかけたかというところを、説明責任も含めてというところで申しますと、なかなかはかりづらいところもあるのかなというふうに思います。私はやはり米を提供頂いた農家さんには本当に申し訳ないことをしたなというふうに思っておりますし、それと同時に町民の方にも、やはりお騒がせしたという部分では本当に申し訳ないという謝意を持っております

し、そのような説明を再三させていただいてきております。それ以上の皆さんに対するご説明という部分は、今の段階では考えていないということが事実ですので、まずはどのような声があるのかを一度教えていただきたいと思います。私の中、今の段階では、直接このふるさと納税のことで農家さん以外の方のご意見というのがなかなか入ってこない状況でございますので、可能であれば教えていただければと思います。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

今町長からそういうお話ありましたが、そういう町長にとって耳の痛い話とか、厳しい話が入ってこないということがまず一番の問題だと思います私。私は意見は言うなど言われますけど議会で。私なら嵐スタジオをあ〜すでやると、それだけの感覚ですね、町民と向き合って。第一、何で議員からも出てますけど、何で熊本なんだと。そこがあの文書ではみんな分からないと。議員は説明聞いたからある程度分かりますけども、そこから始まるわけです。何であんなとこなんだって。県外に住んでる同級生とか親戚も、飯豊のブランド力が落ちた。信用できない。飯豊の米要らないよってまで言われます。せっかくこの議会で私も言いました、ブランディング。遠藤純雄君も言いました。そういうことで、町全体を盛り上げようということで意見を発してきたわけです。今回このことで大分イメージが悪くなりました。その声が全く町長に伝わらないつつたら、それが私問題だと思いますよ。いくら嵐スタジオだって門戸を開いたとしても、そういう厳しい声、辛辣な声が入ってきてそれを町長も真摯に受け止めて、腹を立てずに、それに対応していくというのが本当のまちづくりであるべきだと思いますし、私も若くて清新な嵐町長に期待するところがそういうものであっただけに今回残念だということを申し上げてるんです。それを町民は望んでいるんです。もっと知りたい、納得できないんだって、町民はどうやって知るんですかあの文書だけで。私は一人一人説明します分かる範囲で。分からないと思います町民は…

(議長、屋嶋雅一君)

島貫議員、質問に入ってください。

(2番議員 島貫寿雄君)

そういうことで、これで幕引きなさるのは、それは町長がそういう考えるならそれはそれでいいと思いますけども、今回の件は、禍根を私は残すんじゃないかと心配して苦言を呈しているわけです。もう少しそういう声に町長、身を傾けるというお考えはないんでしょうか。

(議長 屋嶋雅一君)

町長、嵐正人君。

(町長 嵐 正人君)

2番、島貫議員の再質問にお答えをいたします。全く声が入ってこないと、そのような体制になっているのではないかとということだと思いますけども、それは違うかなと思っています。私は月1回スタジオ嵐を開催して、どなたでも、何でも、お声聞きます

ので、どんな内容でもいいですので、ぜひ来てください。申込みあってもいいですし自由に。待っていただくかもしれないけども、好きな時間に来てくださいと言っておりますし、あとは出張スタジオ嵐を開催しますと、何でもいいですと、言ってくださいと言っております。もし町民の方が、このふるさと納税の案件で説明が必要だということであれば、ぜひスタジオ嵐出張で呼んで頂ければ、私幾らでもご説明をしますし、役場の月1回のスタジオ嵐に来ていただいて、ふるさと納税どうなったんだということでお話を頂ければ、全て説明をしますし、そこは説明をできる場所、声を聞く場所はしっかり設けていると思っておりますので、ご理解を頂きたいなと思ったところです。以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。遠藤芳昭君。

(7番議員 遠藤芳昭君)

7番遠藤です。ただいまの議案につきましては、反対の立場で申し上げます。理由は、処分は時期早尚であるということであります。総務省の判断が出ていないということで、先ほど菅野の議員の質問から、必要な様式は提出をしましたが、総務省からはまだ回答を得ていませんということでありました。私たちはその法に基づいて制度、仕組みに基づいて業務の執行をしているわけでありまして、そのふるさと納税の元締であります総務省がまだ結論を出していないという状況でありまして、総務省の判断や処分が出るのかどうか分かりませんが、そういったものが出てから処分は考えるべきだということでありまして、私はそれが妥当なのではないかなと思います。今後どのような形になるかまだ十分な要素がそろっていない段階で処分をするということは、時期早尚ではないかなということで、反対の立場で討論させていただきました。

(議長 屋嶋雅一君)

賛成討論の方はいらっしゃいますか。9番、菅野富士雄君。

(9番議員 菅野富士雄君)

今回の説明を受けて、私も本当はまだまだ早いのかなと思ってましたけども町長の覚悟を聞いて、賛成したい立場から討論させてます。先ほど私の発言で総務省云々がありましたけども、当時の、今もそうですね衆議院議員を辞めても。担当の大臣が川西においでのとときにはいろいろアドバイスを頂いて、自治体でしっかり解決していくべき問題だという話を私もお伺いいたしました。そんな中で総務省判断ということで、判子押さった部分の書類ではないんですけども、大臣がそのようにおっしゃっているということは、今何らか、もう1か月、2か月たったこのような問題提起をさせていただいてどうしたらいいのでしょうかね、という町の相談に対しても、まだ回答が来ないということとは、先ほど言ったように自治体でしっかりと体制を固めて、やっていくべきではないかという話の内容かなと、このように思ったところです。やっぱりいろいろ覚悟はどうな

んだという議員の方々からいろいろありましたけども、今回町民の説明に対しまして、この減給ということで提示された議会にということでは、しっかりと責任を明確にして、それがこの提案だということで私も理解いたしました。ということで私は今回、この町長の判断を受けて、私としては賛成。この条例改正については賛成の立場での討論とさせていただきます。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありますか。なければ討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手 多数 )

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

《 日程第 5 》

議案第2号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算(第11号)

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長、嵐正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第2号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算(第11号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、1億5,977万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ80億4,212万2千円と定めるものであります。歳出の主な内容につきましては、今冬の降雪に伴い不足が見込まれる除雪作業に係る委託料等8千万円、ふるさと納税に係る関連費用4千万円、めざみの里応援寄附基金積立金4千万円を追加等するものであり、その財源としまして、ふるさと寄附金8千万円、普通交付税7,977万7千円を追加するものであります。

以上概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。3番、遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

道路橋梁費について質問させていただきます。除雪について除雪機械の整備費800万円の内容とですね、それから、除雪の委託料について7,200万でありますけども、これ今後の降雪の見込みをどのくらいに見ていらっしゃるって、何日分の見積りであるのかお伺いしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

3番、遠藤議員のご質問にお答えをいたします。まず1点目の除雪の修繕費800万円の内容についてご質問を頂きました。今年度除雪の修繕料ですが、除雪のロータリー除雪車について通常以上に修繕が必要な状況が続いている内容でございます。当初予算では修繕料として約300万円程度を見込んでおりましたけれども、今現在すでに修理が終わっているもの、それから今後修理が必要なものを含めまして480万円程度を見込んでいところでございます。そのほか機械自体がですね、除雪車13台ございますけれども、20年を超えている車両が5台ございまして、そういった経過年数が長い車両について修繕が多い傾向がございますので、そういった部分で修繕料として今後かかる見込みだということで、800万円ということで上げさせていただいたところでございます。

2点目の委託料の部分で何日分かということでご質問を頂きました。除雪数の1日2回フルで稼働した場合ですが、大体1,200万円の費用がかかるということで見込んでおりまして、それから試算すると6日分ということで想定をしているところでございます。以上でございます。

(議長 屋嶋雅一君)

遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

3番遠藤でございます。1回の除雪がおよそフルに23台出ますと600万円ということだと思われましても、今後、朝晩出動して6回分ということではありますが、降雪の状況によっては、また追加で補正を要求をするかもしれないという内容なんじゃないか、その点伺いしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

3番、遠藤議員の再質問にお答えをしたいと思います。今回増額させていただいたものについては、まずは今シーズンということじゃなくて、まずは6日分上げさせていただきましたが、天候によってもし予算が足りなくなることであれば、再度予算の専決になるか分かりませんが上程をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

(議長 屋嶋雅一君)

よろしいですか。ほかにありますか。5番、舟山政男君。

(5番議員 舟山政男君)

今のロータリーの件についてお尋ねしますが、5台は20年を超えているということのようですけれど、耐用年数はどのように考えておられるのか。それから今年度は何か結構例年とは違う故障があったような気がしますけれども、次年度の更新等についてはどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

5番、舟山議員のご質問にお答えをいたします。除雪車の耐用年数についてご質問を頂きました。町で除雪機械の更新計画というものを策定をしております、その更新計画の中で機械の耐用年数について更新基準ですね、定めているところでございます。例えばロータリー除雪車であれば初年度登録から経過年数が11年以上、さらに運転時間が3,000時間を超えているものになります。その機械によって違うものですから、除雪ドーザーですと経過年数が14年以上で運転時間が5,000時間ということで定めさせていただいております。ロータリー除雪車についてはですね、その期間を超えているものが10台ございますけれども、その中でも20年を超えてるものが5台ございますので、こういった年数が長いものを更新をしたいと思っております、次年度1台ロータリー除雪車について購入をしたいと考えているところでございます。以上でございます。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第2号の件を採決いたします。この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手 全員 )

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。挙手全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

今臨時会において議決されました各議案等について、その条項、字句数字その他、整理を要するものについてはその整理を議長に委任頂きたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

ご異議なしと認めます。

よって条項字句数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日予定されました議事日程は全部終了いたしました。

これにて閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。お疲れさまでした。

( 午前10時59分 閉会 )